



国土交通省

津波防災地域づくり に関する法律

リンク集

津波防災地域づくりに関する法律について

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/tsunamibousai.html>

津波防災地域づくりに係る技術検討会

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamibousaitiiki/

津波防災まちづくりの計画策定に係る指針

http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000031.html

問い合わせ先

基礎調査、津波浸水想定、津波防護施設
水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室

津波避難建築物の容積率規制の緩和
住宅局市街地建築課

集団移転促進事業に関する特例
都市局都市安全課

一団地の津波防災拠点市街地形成施設
都市局都市計画課

津波防災住宅等建設区
都市局市街地整備課

津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域
水管理・国土保全局水政課

津波災害警戒区域についての宅地建物取引業法に基づく重要事項説明
土地・建設産業局不動産業課

その他法律
総合政策局参事官(社会資本整備)室

国土交通省 03-5253-8111 (代表)

基本理念

『なんとしても人命を守る』

ハード・ソフトの施策を総動員させる「多重防御」の発想によって津波防災地域づくりを推進

～はじめに～

平成23年3月11日、三陸沖を震源域として発生したモーメントマグニチュード^{※1} Mw9.0の巨大地震は

東日本各地域の沿岸域に大津波をもたらし、

死者15,884名、行方不明者2,633名(平成26年3月11日警察庁発表)という、未曾有の大災害となりました。

一方、特に、南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予想^{※2}されていますが、

東日本大震災の辛い経験と厳しい教訓である「低頻度大規模災害」にどう備えるかということを踏まえて、

これまでの津波防災対策を真摯に見直し、真に津波災害に強い国土、地域づくりを進めることができます。

このことを受け、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」という考え方で、

ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」の発想により、

地域活性化の観点も含めた総合的な地域づくりの中で津波防災を推進する

「津波防災地域づくりに関する法律」が平成23年12月に成立・施行されました。

(※1) 地震は地下の岩盤がずれて発生。この岩盤のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード(気象庁HPより抜粋)

(※2) 文部科学省地震調査研究推進本部による『南海トラフ地震活動の長期評価(第二版)(平成25年5月)』では南海トラフで次に発生する地震の30年発生確率を

M8～9クラスで60～70%としている

▶ 最大クラスの津波に対して

○ 最大クラスの津波

発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波

住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

○ 基本的考え方

被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要

①海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減する

②それを超える津波に対しては、ハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視



津波防災地域づくりに関する法律の概要

基本指針 (国土交通大臣) 平成23年12月27日

津波浸水想定

都道府県知事が、基本指針に基づき、津波浸水想定を設定し、公表する

- ・津波災害警戒区域
- ・津波災害特別警戒区域

都道府県知事は、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として、または開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域として指定することができる

推進計画

市町村は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画(推進計画)を作成することができる

津波防護施設

都道府県知事又は市町村長は、推進計画の区域内において、盛土構造物、閘門等の津波防護施設の新設、改良その他の管理を行う

推進計画区域内における特例

- 津波防災住宅等建設区制度の創設
- 津波避難建築物の容積率規制の緩和
- 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

▶ 基本指針とは

- 津波防災地域づくりを総合的に推進するための基本理念を示しています
- 法に基づく様々な措置の基本となります
- 国土交通大臣が平成23年12月27日に策定しました

記載事項

津波防災地域づくりの推進に関する
基本的な事項

指針となるべき事項

基礎調査

津波浸水想定の設定

推進計画の策定

津波災害警戒区域
津波災害特別警戒区域
の指定

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ

津波防災地域づくりに関する法律－津波災害に強い地域づくりに向けて－



津波浸水想定の設定

津波防災地域づくりに関する法律 ～津波災害に強い地域づくりに向けて～

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定(都道府県)

▶ 津波浸水想定とは

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深を都道府県知事が設定し公表します

基礎調査(都道府県、国土交通大臣)

- 地形データの作成(海域及び陸域)
- 地質等に関する調査
- 土地利用状況の把握等
- 広域的な見地から必要とされるもの(航空レーザ測量等)は国土交通大臣が実施し、都道府県に提供

津波浸水想定・公表(都道府県)

最大クラスの津波の断層モデル(波源域及びその変動量)の設定

- 国(中央防災会議等)において検討された断層モデルを都道府県に提示

津波浸水シミュレーション

- 海域及び陸域の津波の伝播を津波浸水シミュレーション(平面2次元モデル)により表現
- 地形データをシミュレーションに反映
- 建築物等による流れの阻害を土地利用状況に応じた粗度係数として設定
- 安全マップとならないように悪条件のもとで設定(朔望平均満潮位、海岸堤防の倒壊等)

最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深

- 最大の浸水域及び浸水深を表示

公表、国土交通大臣へ報告、関係市町村へ通知

▶ 津波浸水シミュレーションの手順

1
2

過去に発生した津波・発生が想定される津波の整理

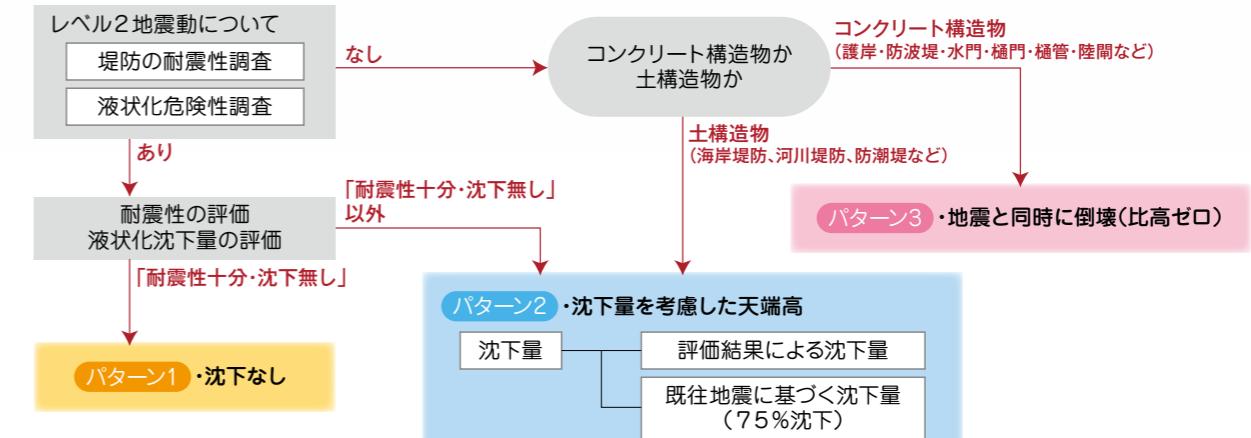
最大クラスの津波を引き起こす断層モデルの設定(例)

対象津波	東北地方太平洋沖地震津波	H23想定津波
規模	Mw = 9.0	Mw = 8.4
使用モデル	内閣府モデル	茨城県モデル
概要	東北地方太平洋沖地震が悪条件下で発生した場合を想定	1677年延宝房総沖地震の震源域で、地震調査研究推進本部の評価結果による規模の地震が悪条件下で発生した場合を想定
震源域		

※2つの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、浸水深を抽出して、浸水想定を設定

3

各種施設の条件設定



※堤防・護岸等施設の耐震性や液状化の評価は、「海岸保全施設の技術上の基準・同解説」等に基づき、レベル1、レベル2の2段階の地震動を対象として実施しており、一定の悪条件となることを前提にレベル2地震動を評価に用いた

4

津波浸水想定の設定

凡例
浸水深等
0.3m未満
0.3m以上 1.0m未満
1.0m以上 2.0m未満
2.0m以上 5.0m未満
5.0m以上 10.0m未満
10.0m以上 20.0m未満
20.0m以上



津波災害警戒区域等の指定

津波防災地域づくりに関する法律 ～津波災害に強い地域づくりに向けて～



「津波災害警戒区域」

イエローゾーン =警戒避難体制の整備

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために『警戒避難体制を特に整備すべき区域』

※津波災害警戒区域(イエローゾーン)内には土地利用や開発行為等に規制はかかるないうえ、津波から「逃げる」ための警戒避難体制の整備が促進される
※指定に当たっては、関係市町村への意見聴取等が必要

「津波災害特別警戒区域」

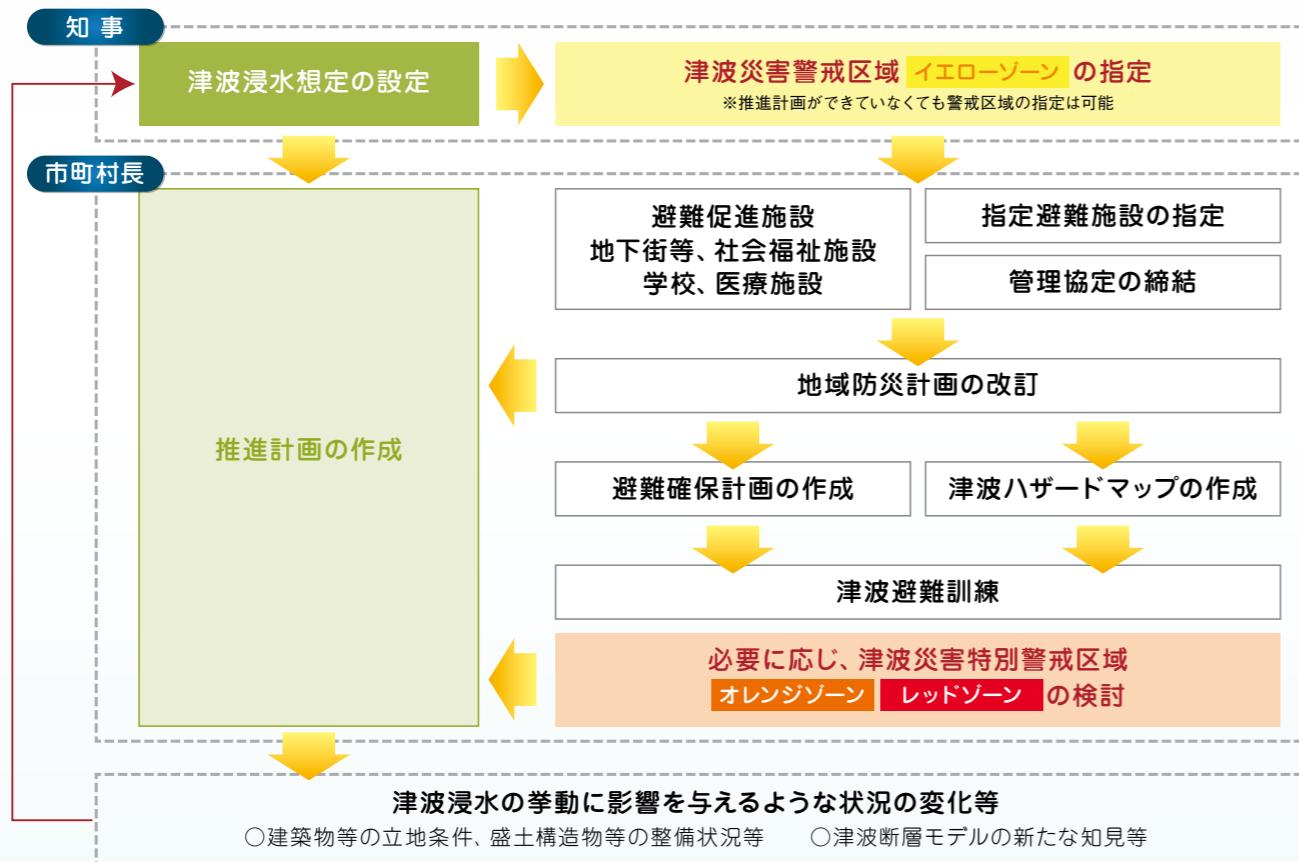
オレンジゾーン レッドゾーン =土地利用規制

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、『一定の開発行為・建築を制限すべき区域』

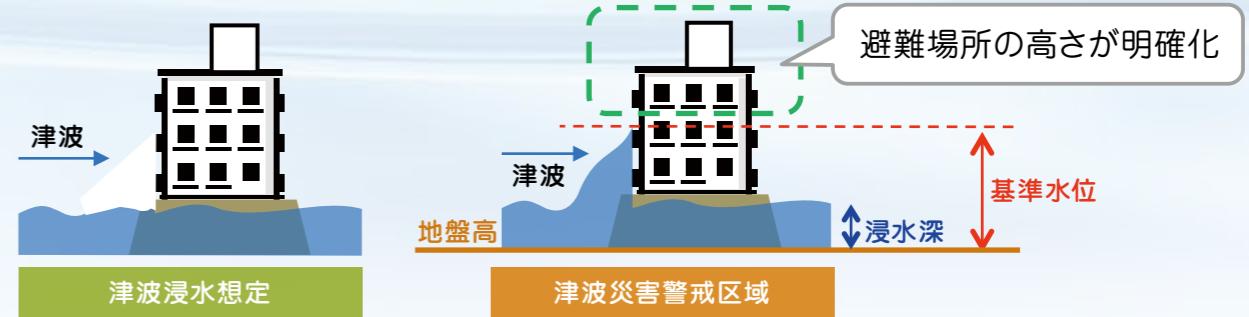
○社会福祉施設、病院、学校については、次の基準に適合することを求める
・上記の用途の建築物が津波に対して安全な構造のものとして省令に定める技術的基準に適合
・病室等の一定の居室の床面の高さ(知事が指定する高さを加えることができる。)が基準水位以上
※指定に当たっては、公衆への縦覧、関係市町村への意見聴取等の手続が必要

市町村条例で定めた区域について、住宅等の規制を追加することができる レッドゾーン

▶津波災害警戒区域指定等の流れ



津波災害警戒区域内においては基準水位が表示されます



▶津波災害警戒区域の指定事例



「基準水位」により、津波からの効率的な避難対策が可能に!

- 津波から避難するまでの有効な高さが想定でき、避難施設などの効率的な整備の目安に
- 基準水位を設定していない場合、避難所は「浸水階+2階」に設置が必要(消防庁指針)

(例)	津波浸水想定	0.3~1m	1~2m	5~10m
基準水位	0.6m	1.7m	6.5m	
基準水位を目安とした対策例	防潮扉 高さ 60cm以上	2階以上を避難所に (従来は、3階以上)	津波避難タワー 高さ 6.5m以上	

出展:徳島県ウェブサイト (<http://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700032/>)

津波災害警戒区域内に開発規制はありません
津波浸水想定にあわせて指定可能です

推進計画の策定

津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画

基本指針(国土交通大臣)

津波浸水想定
(都道府県)

推進計画(市町村)

▶ 推進計画とは

津波防災地域づくりを総合的に推進するため『市町村』が作成する計画です

※ハード・ソフト施策を組み合わせた津波防災地域づくりの総合ビジョンを示します

▶ 推進計画に記載する事項

- 推進計画の区域(必須項目)
- 津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針
- 浸水想定区域における土地利用・警戒避難体制の整備
- 津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務(ハード・ソフト対策)

ポイント

地域住民等とビジョンを共有し、関係管理者との実質的な相談を十分に行う

協議会の活用を検討

都市計画
(市町村マスター プラン)
との調和

都道府県や
関係管理者等
との協議

【留意事項】

- 都市計画(市町村マスター プラン)との調和
- 協議会が組織されていないときは、都道府県や関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者との協議
- 海岸保全施設、津波防護施設等の整備に関する事項については、関係管理者等の案に基づいて作成
- 関係管理者等の案の作成に当たり、市町村が津波防災地域づくりを総合的に推進する観点から配慮すべき事項を申出
- 市町村からの申出を受けた関係管理者等は当該申出を尊重

(作成後)

- 市町村は遅延なく、計画を公表するとともに、国土交通大臣、都道府県、関係管理者等その他事業・事務を実施すると見込まれる者に送付
- 国土交通大臣・都道府県は推進計画の送付を受けたときは、市町村に対して、必要な助言が可能
- 国土交通大臣は、助言を行う際に必要であれば、農林水産大臣その他関係行政機関の長に対し、意見を求めることが可能



焼津市

海を活かした地域活力と
安全・安心な暮らしのが共存するまちづくり



危機管理部長
北川 雅己

推進計画策定の意義、期待される効果など

当市では『推進計画』を策定するために協議会を立ち上げ、議論を重ねてきました。協議会では、国・県・市など様々な関係管理者と緊密な連携・協力体制を築くことができたため、実効性の高い『推進計画』を策定することができました。

また、当市では全国有数の遠洋漁業の基地である焼津漁港を中心発展した歴史を背景として、現在も人口や産業は焼津漁港の背後地や大井川港に続く沿岸部を中心とした地域に集中しています。市民の皆様や企業に安心して当市に定着していくだけよう、『推進計画』を策定し、津波防災地域づくりについての市の前向きな姿勢と具体的な姿を示しています。

今後の進め方

当市では、上位計画及び関連するまちづくり政策を見直す場合や、あらたな施策・事業が具体化してきた場合などに、隨時『推進計画』の更新を図っていくこととしています。そのため、当市では津波防災地域づくりの持続的な推進を念頭に、計画期間を設定していません。



避難訓練(けが人の搬送) 避難訓練(津波避難タワー)

焼津市津波防災地域づくり推進計画の概要

策定の目的	住民の生活の安定や地域経済の活性化など既存のまちづくりとの整合を図りつつ、大規模な地震・津波災害に対する防災・減災対策を効率的かつ効果的に実施し、地域の発展を展望できる津波防災地域づくりを推進していく上の指針として策定
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

現状と被害想定

1 | 焼津市の現状とこれまでの取り組み

- 地域特性と将来計画
全國屈指の漁業のまちとして海と共に発展してきたため、住宅や事業所、役場所、JR焼津駅等、市民生活にかかわる主な施設は、焼津漁港の背後地を中心とする地域に集中しています。
市の第5次総合計画では、「人がキラリ 海がキラリ まちをキラリ ~活力と自然の恵みに満ちたまち 焼津~」を将来都市像に掲げて、まちづくりに取り組んでいます。
- これまでの取り組み
市民の安全・安心な暮らしを支えるため、津波避難場所の確保・整備、標高表示板の設置、防災メールの導入、自治会での津波避難図の作成、避難訓練の実施等、様々な対策に取り組んできました。

2 | 想定される地震・津波災害

- 想定される地震・津波被害
あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定した「静岡県第4次地震被害想定(平成25年6月)」が公表されました。本市では、最大で震度7の揺れ、平均6m・最大10mの津波高さが想定されています。津波到達時間は最短で2~3分、最大津波が海岸に到達するまで最短17~25分と、非常に短いことが特徴です。
- 静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の策定
静岡県では、第4次地震被害想定を踏まえ、人命を守ることを最も重視し、想定される被害をできる限り軽減する「減災」を目指した地震・津波対策を策定しました。

推進計画の基本方針

3 | 推進計画区域

地震対策と津波対策に一括して取り組むことで市民生活の安全・安心を高め、また将来的な内陸部を活用したまちづくりの可能性を考慮し、「焼津市全域」を推進区域とします。

4 | 地震・津波災害に強いまちづくりに向けた基本的な考え方

基本方針	海を活かした地域活力と安全・安心な暮らしが共存するまちづくり
■ 土地利用に関する方針 海と共に暮らす焼津市のまちの姿を守るために、現在の土地利用を維持します。 ただし、特に浸水深が深いエリアにおいては、新たな土地利用の見直しを今後検討します。	■ 警戒避難体制の整備に関する方針 市民の生命・身体の安全確保に向けて、避難経路・津波避難施設・避難サイン等の整備、市と自治会が協力した津波避難地図の作成・避難訓練の実施等に取り組みます。
■ 防ぐ・減らす 地震・津波から市民の生命、財産、産業活動を守るために、建物の耐震化やインフラ、津波対策施設等の整備を進めます。	■ 逃げる 迅速かつ円滑に避難することができるよう、避難経路の整備や防災訓練等の様々なハード・ソフト施策を総合的に展開します。
■ 営む 「日常の暮らし・産業活動」と「災害時の人命・財産の保護」との両立を目指して、長期的な視点で土地利用を検討します。	■ 備える 市民が主体となった防災・減災対策の推進のため、「自助」「共助」の取組みを市全体に広く浸透させ、地域全体の防災力の向上を図ります。

課題

5 | 地震・津波被害に強いまちづくりの推進のため行う事業又は事業

ハード施設整備	円滑な避難確保のための施設整備	地籍調査	民間活用促進	全市的な取組み
●海岸保全施設の整備	●避難経路の整備 ●津波避難施設の整備等	●地籍調査	●民間宅地分譲助成事業 ●津波避難ビル改築補助等	●耐震化促進 ●住民防災対策推進事業等
●河川管理施設の整備	●防災拠点施設の整備			●土地利用見直し ●海拔表示 ●避難説導サイン等
●沿岸部における課題	●津波による避難困難、建物倒壊、狭隘な道路網による被害拡大 ●高齢者や来訪者の避難対策			
●地区固有の課題	●土砂災害による建物倒壊、人的被害 ●浸水想定区域内に立地する漁業関連施設、工業団地			

今後の取り組み

6 | 今後の進め方

- 津波被害リスクの共有と正しい防災知識の普及、防災教育の推進
- 焼津市の上位計画・まちづくり政策の方針性や新たな被害想定等の公表の状況、本推進計画に位置付けられた個々の施策の進捗や新規事業の提案の状況等を検証し、推進計画を継続的に改善

推進計画に位置付けられた施設の実施対象地区





浜松市

～津波に強い魅力あるまち・はままつ～

浜松市の特徴

浜松市は、首都圏・関西圏のほぼ中間地点に位置しており、自然豊かな都市であるとともに、日本有数の産業集積都市でもあります。

当市の沿岸部は低地が広く分布しており、浜名湖沿岸を除いては、津波の避難先となりうる高台も少ない上、地質的に軟弱地盤が分布していることから、地震の規模によっては液状化が発生する恐れがあります。

市における推進計画策定の背景

当市では東日本大震災における津波被害を鑑み、津波対策委員会を立ち上げ平成24年3月に避難方法や避難施設整備方針などを検討した「中間とりまとめ」を行いました。

そして、平成25年6月の静岡県第4次地震被害想定の公表を受け、この「中間とりまとめ」を見直し・強化するとともに、市民の皆様に計画的な津波防災地域づくりの姿を示すため、平成25年9月に法に基づく津波防災地域づくり推進協議会を設立し、具体的な議論を重ねてきました。

推進計画策定の意義、期待される効果など

市民の皆様に市の津波防災への計画的な取り組みを知っていただき、市民の自助、地域の共助、そして公助の連携による津波対策の大切さを理解していただけるものと考えています。

また、協議会を立ち上げたことにより、危機管理部門のみならず、産業部門、健康福祉部門、都市整備部門、土木部門など全市一丸となって津波防災地域づくりに取り組むことができたことも効果の一つです。

今後の進め方

当市では、静岡県が市内の民間企業からの大口寄附を活用して進めている防潮堤の整備を共同で推進しながら、市の上位計画や関連計画の更新・作成時や新たな施設整備計画策定時などにあわせ『推進計画』を適宜更新していく予定です。

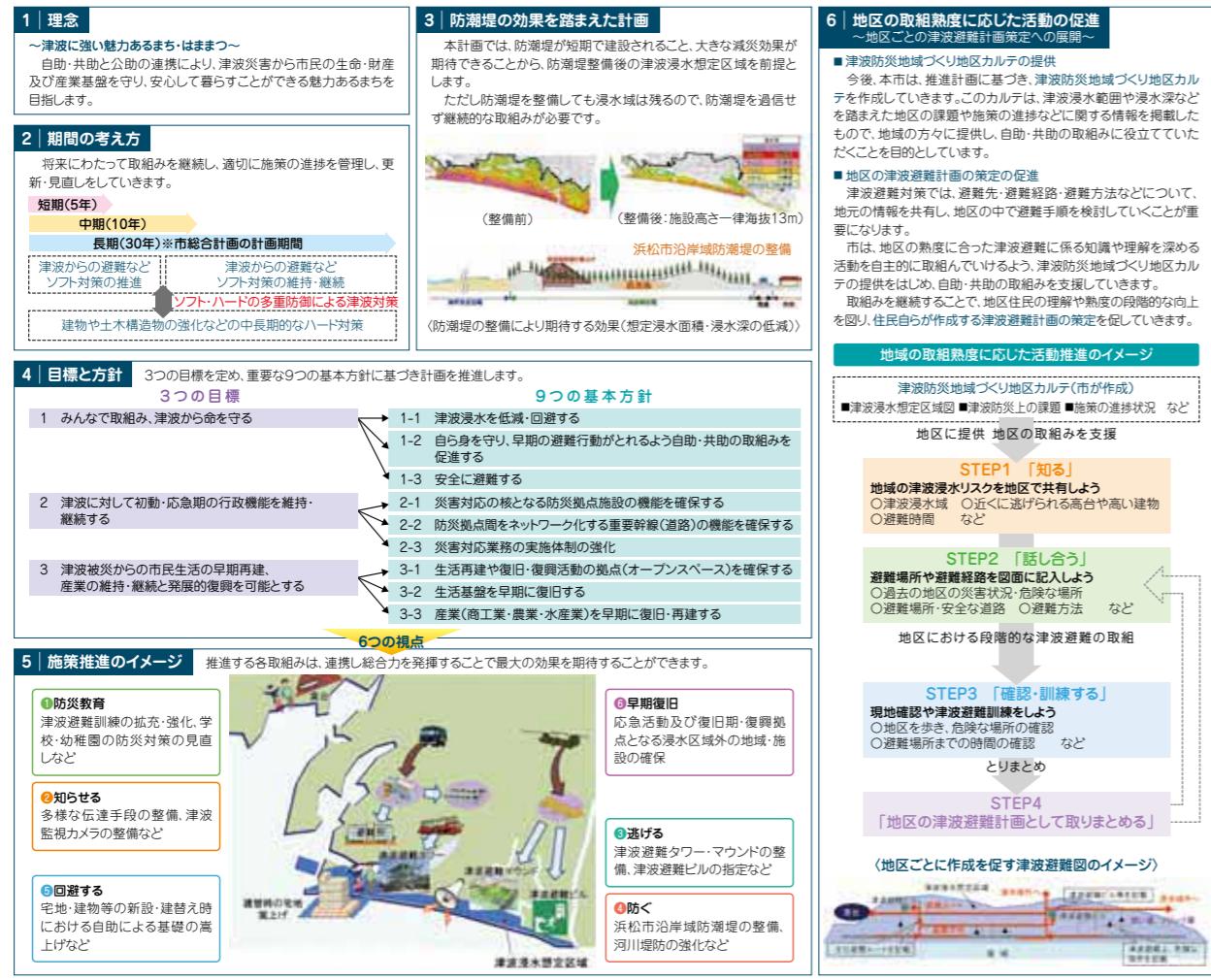


津波避難タワー



防潮堤の整備

浜松市津波防災地域づくり推進計画の概要

危機管理監
山名 裕

津波防護施設の整備

津波防災地域づくりに関する法律 ～津波災害に強い地域づくりに向けて～

基本指針 (国土交通大臣)

津波浸水想定
(都道府県)推進計画
(市町村)津波防護施設
(都道府県または市町村)

▶ 津波防護施設とは

- 土構造物・護岸・胸壁・閘門(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く)であって、
- 津波浸水想定を踏まえて津波による人的災害を防止・軽減するため都道府県知事又は市町村長が管理するもの

※津波防護施設の新設・改良は、推進計画区域内において、推進計画に即して行うものとする

▶ 指定津波防護施設とは

- 都道府県知事が、浸水想定区域内に存する津波災害を防止・軽減するため有用な施設(海岸保全施設、港湾施設、漁港施設及び河川管理施設並びに保安施設事業に係る施設であるものを除く)を指定…盛土された道路、鉄道施設など
- 当該施設の所有者の同意が必要

▶ 津波防護施設整備事業 補助率: 1/2

【事業費下限値】推進計画の総事業費が、
(ア)都道府県: 5,000万円以上、(イ)市町村: 2,500万円以上

【交付対象】都道府県又は都道府県知事から津波防護施設管理者の指定を受けた市町村

【対象事業】津波防護施設整備事業: 「推進計画」に記載され、国土交通省令で定める基準*を満たす津波防護施設の新設又は改良を行う

事業のうち、次のいずれかの要件に該当するもの (*津波の浸水防止に必要となる高さや波力等に対して安全な構造等)

交付対象事業

イメージ(道路を例として)
○既存道路盛土への閘門の設置 ●新たに設置する閘門に限り補助対象とする ●既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る
○既存道路盛土への胸壁の設置 ●新たに設置する胸壁に限り補助対象とする (概ね500m以内) ●既存道路(又は鉄道)盛土は、国土交通省令で定める技術上の基準に準じた構造を持つものに限る
○兼用工作物の新設(津波防護施設、道路) ●小規模な開口部を閉鎖する場合に限り、道路、鉄道との兼用の盛土構造物を補助対象とする(概ね500m以内、災害時要援護者施設等を防護) ●必要に応じて設置する閘門、胸壁、護岸も補助の対象に含む
※小規模な開口部を閉鎖する場合に限り

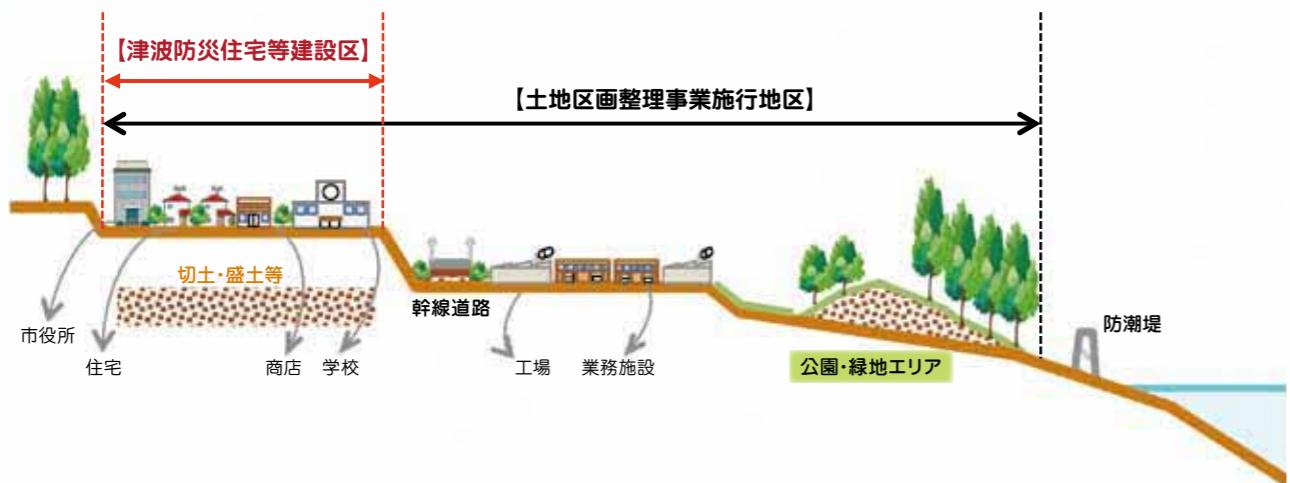
推進計画の区域内における特別の措置

▶ 津波防災住宅等建設区制度の創設

推進計画区域内で施行される土地区画整理事業の施行地区内の津波災害の防止措置を講じられた又は講じられる土地に、住宅及び公益的施設の宅地を集約するための区域を定め、住宅及び公益的施設の宅地の所有者が、当該区域内への換地の申出をすることができる申出換地の特例(土地区画整理事業法第89条「照応の原則※」の例外)を設ける

※換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等が照応するように定めなければならない
(土地区画整理事業法第89条)

施行地区イメージ図



▶ 津波避難建築物の容積率規制の緩和

推進計画区域内において、津波からの避難に資する一定の基準を満たす建築物の防災用備蓄倉庫等について、建築審査会の同意を不要とし、特定行政庁の認定により、容積率を緩和できることとする



迅速な緩和が可能となり、津波避難ビルの整備に資する
例) 都市計画上の指定容積率200%→220%相当に

※本条例の適用を受ける建築物については、指定避難施設又は管理協定の制度により避難施設として位置づけることが望ましい



▶ 都道府県による集団移転促進事業計画の作成

集団移転促進事業とは「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」に基づく、異常な自然災害による災害が発生した地域等のうち、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団移転を促進するために行う事業をいう

集団移転事業計画の策定主体(集団移転促進法第3条)

例外なく市町村

特例

策定主体に都道府県を追加

津波被害は極めて広域的被害をもたらすことから、一の市町村を超える対応も想定する必要がある

▶ 抱点市街地の整備に関する制度

▶ 一団地の津波防災抱点市街地形成施設

津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点となる市街地を整備するため、住宅・業務・公益等の各種施設を一体的に整備するための都市計画を決定できることとする(全面買収方式で整備することを可能とする)



【整備手法の例】

- 公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び防災センター等の公共施設や産業団地を整備し、民間が賃借する
- 公共団体等は全体の用地の取得・造成、道路及び行政施設等の公共施設を整備し、民間が借地又は譲渡を受ける

【予算概要】

- 内容：安全な拠点市街地を整備するために必要な費用(拠点市街地を整備するにあたり必要となる計画作成費等の支援、公共施設等整備費、用地取得造成費) ※上物の整備については、既存制度がある場合は当該制度で対応
- 対象：被災地限定

【税制概要】

- 内容：新たな都市施設に関する収用代替資産の取得に係る5,000万円控除等(所得税・法人税)